

西宮市労働安全衛生表彰基準に関する要綱

1. 目的

この要綱は、西宮市内事業場に働く労働者の安全と健康を確保し、快適な職場環境の形成に顕著な功績のあった事業場及個人を表彰する基準を定める。

2. 表彰区分

(1) 事業場表彰

労働安全衛生管理体制が確立しており、積極的に労働安全衛生活動を推進し、かつ、代表者及び役員、並びに業務に従事する者が西宮市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 24 年度西宮市条例第 67 号）第 2 条各号に規定する暴力団及び暴力団密接関係者でない事業場であって、西宮労働基準協会が推薦する事業場。

ア 優良賞 1 社

イ 努力賞 1 社

(2) 個人表彰（6 名以内）

多年にわたり、労働安全防止又は労働安全衛生の担当者として、実務を通し災害防止及び健康障害の防止に貢献した者であって、西宮市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 24 年度西宮市条例第 67 号）第 2 条各号に規定する暴力団及び暴力団密接関係者でない者のうち、西宮労働基準協会が推薦する者。

3. 顕彰方法

(1) 事業場表彰

表彰状を授与する。

(2) 個人表彰

表彰状を授与する。

4. 表彰式・表彰日時

西宮労働基準協会が行う安全衛生表彰の実施に併せて行う。

表彰者名

西宮市長

付 則

この要綱は、平成 7 年 8 月 2 1 日より実施する。

付 則

この要綱は、平成 2 5 年 7 月 1 日より実施する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日より実施する。